［２～７　略］

８　法第72条の21第１項第１号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

９　法第72条の21第１項第２号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

10　法第72条の21第１項第３号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第六号様式別表五の二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２の４記載要領

１　この計算書は、法第72条の21第６項の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

２　「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の２の22各号に掲げる金額がある場合に、同条第１号から第４号までに掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号（第４号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。

［３　略］

第六号様式別表五の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第六号様式別表五の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の３記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２～５　略］

［２～７　同左］

８　法第72条の21第１項第１号又は令和２年旧法第72条の21第１項第１号の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。

９　法第72条の21第１項第２号又は令和２年旧法第72条の21第１項第２号の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

10　法第72条の21第１項第３号又は令和２年旧法第72条の21第１項第３号の規定の適用を受ける法人にあっては、これらの規定に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類を添付すること。

第六号様式別表五の二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２の４記載要領

１　この計算書は、法第72条の21第６項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の21第６項の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

２　「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の２の22各号又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第20条の２の22各号に掲げる金額がある場合に、政令第20条の２の22第１号から第４号まで又は令和２年旧政令第20条の２の22第１号及び第２号に掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号（第４号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。

［３　同左］

第六号様式別表五の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第六号様式別表五の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の３記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法第72条の15又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の15に規定する報酬給与額の内訳について記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２～５　同左］